

令和5年10月4日(水) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	望月 健一	.....	
委員	稗田美菜子	議長	高柳貴美代
”	香西 貴弘	副議長	青木 淳子
”	住友 珠美		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	

○協議事項

◎議長挨拶

議題1. 議長の諮問事項について

2. 懸案事項について

○【遠藤直弘委員長】 定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開きます。



◎議長挨拶

○【遠藤直弘委員長】 初めに、議長より御挨拶をお願いします。

○【高柳貴美代議長】 皆様、おはようございます。決算特別委員会の合間に、お忙しいときに御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。議会運営委員会は、皆さん本当に丁寧にいつも協議をさせていただいて、心より感謝しています。今日の議会運営委員会も、どうぞ皆さん、よろしく願いいたします。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 議長、ありがとうございました。



議題1. 議長の諮問事項について

○【遠藤直弘委員長】 議題1に入ります。議長の諮問事項についてです。このことにつきまして、委員長において資料を作成しておりますので、この報告をさせていただきます。議会運営委員会資料No.3ということで配らせていただきました。オンライン開催について御意見を取りまとめたもので、その中でまとめとしているところが、今回、皆様にお伝えしたかったところで、ここが一致できたのではないかというところで、出席することがかなわない事由によるオンライン参加については、おおむね一致できるのではないかということをもとめさせていただきました。その中で御意見としてこういったことがありましたということをもとめさせていただきましたということですので。

また、資料の電子化につきましては、まとめとして、電子化を行う上で、どのようなことができるのか検討していくべきだということは、皆様、同じ方向を向いたのかなと感じましたので、こちらをまとめとして書かせていただきました。ただ、議会運営委員会の間の中で、御不安に思われている議員さんからもいろいろな御指摘を伺いました。その中で、やはり皆さん一致していかなければいけないというのが、本当にこれは大切なことかなと、これだけの改革をするということですので、大切なことだということは私も改めて認識いたしましたので、議長報告とともに皆様にお伝えしたいと思っておりますので、どうぞ皆様、一致できるように頑張っていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いを致します。

それでは、これを月曜日にたしか配らせていただきましたけれども、その後、交渉団体のほうで御意見のほうを取りまとめていただいたと思っておりますので承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 議長の諮問事項と他市の導入状況の実態などを見てですけれども、やはり議会資料の電子化については進めていくべきであろうという考えが交渉団体の中でも一致してまとまったところです。その際にしっかり日程を決めて、どの程度だったら実際に導入できるのか。そして、どういったシステムがよいのか。また、システムを考える際には、実際に他市などに行ってみながら、よりよいものをつくっていくべきではないかといった考えを持っています。そして、できる方、できない方いらっしゃるかと思いますので、できる方ができない方に一緒になって教えて、また、どういったところが集まりやすいのかなど、私自身も一緒になって考えていきたいと考えております。

○【稗田美菜子委員】 まず、持ち帰り事項としてこういうのがあるというのは、以前確認されているんですね。

○【遠藤直弘委員長】 一応この文章をまとめたものを月曜日に出して、それで皆さんで御覧いただいてというのはお伝えしたので。

○【稗田美菜子委員】 それを持ち帰り事項。

○【遠藤直弘委員長】 持ち帰りというか、御意見を聞いてくださいということ。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。すみません、持ち帰り事項として、私きちんと把握できていなかった。意見そのものは全員が共有しているんですけども、以前いただいた、今まで出ていたものも含めて、それを整理していただいたということは改めて伝えておきます。

委員会のオンライン化と議会資料の電子化については、これまでと意見は変わりがないんですけども、先ほど委員長がお話ししてくださったように、それぞれの会派とか交渉団体の温度差とかがあるので、基本的に全会一致で進めていくと、みんなが理解できるスピードできちんと進めていく。そこについては、特に虹の交渉団体としては、オンライン開催については技術的にも可能であるということは過去に確認されていますので、また思い出とか、振り返りというか、こんなふうにしてやったよめみたいなことを、実技というんですかね、試しにやってみながらみたいなのをやって進めていくことが好ましいのかなと思っております。私からは以上です。

○【住友珠美委員】 委員長におかれましては、まとめをしていただきまして、ありがとうございます。交渉団体で話をしましたところ、ちょっと書いていないところで、まとめてくださっているところなんですけれども、オンライン開催と電子化について、交渉団体のほうでは、先ほど稗田委員もおっしゃっていたように全会派一致を旨としていただきたいというのは、これは大原則としてお願いしたいというところです。

それと期間については、この期間というふうに区切らず、皆さんが一致したところで始められる体制を取っていただきたいと。話し合いは特にここというのはいろいろあると思うんですけども、ただ、始めるに当たっては、全会派一致できるところで、決まったらスタートという形を取っていただきたいということで、大枠についての話だったので、詳細については、それで大丈夫だということなんですけれども、そのように進めていただけたらと、お願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 詳細は、皆さん確認していただいたということで大丈夫でしょうか。

○【住友珠美委員】 大丈夫です。昨日、確認しました。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。香西委員、お願いします。

○【香西貴弘委員】 まずはまとめていただきまして、ありがとうございます。一応ここに書いてあること、漏れなく書いていただいているのかなということと、全員で共有もいたしました。基本的には、まとめとして書いていただいているところを基にしてから、次の一步を踏み出していくべきじゃないかなと思います。

あと3つの視点が重要な。これは個人的な考えですが、思いました。1つは、例えば議会資料の電子化にしても、オンラインの委員会開催もそうですが、まずは有権者からの視点というか、市民からの視線というか視点、これがより充実するのか。あともう1つは、議員間の情報交換、情報のやり取りが電子化によってきちっと機能するというか、内容が今までより以上にできるようになったよめとか、そういった状況をつくり出せるかどうか。あともう1つは、それを陰でサポートしていただく事務局の方々を含めて、その方々のやりやすさ、もしくは歩調を合わせながら、でもしっかりと前へ進めていく。この3つの方向で少しずつ了解、お互いが確認をしながら前へ進めていくということが重要な視点じゃないかなと私は思います。ただ、いずれしても、これは一步前へ進めていきたい、

本当にそのように思った次第でございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。望月委員、何か。

○【望月健一委員】 補足というか、一言だけ。全会派一致というのは、議会ごとを進める上での大原則でございますので、丁寧に進めていただければと思います。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。自民党のほうからは、まず、オンライン開催についてはまとめのところが、自民党の中でも同じ意見が多いと、強いというか、やみくもにオンラインをするのではなくて、本当に何かかなわない事由、そういった状況でない限りは、オンラインでの参加というのは控えるべき、そういうふうな運用の仕方をするべきだと。全てがオンラインでというようなことはイメージ全くしていないので、このまとめと同じような意見が強いのかなということになります。

また、電子化について、自民党のほうでは、前回、アプリを自分の持っている端末に入れる中で運用できればいいんじゃないかというような御意見もあったんですけども、そうすると、できる方が限られてきてしまうのではないかというような御意見がありました。そうすると、しっかりとオーガナイズされたものを導入していかないと、なかなか電子化したとて使われる方が少ないとなってしまうと、またそれはせっかく議論をしてもどうなのかなというような意見がありました。なので、電子化についてはタブレットを導入して、そして、その中でオーガナイズされたソフトを入れて進めたほうが利便性を受けられる議員が増えて、今後の庁内の電子化というものに関してはリンクしやすいのではないかと考えておりますので、意見として申し上げておきたいと思っております。

○【住友珠美委員】 ちょっと1点だけ。我が交渉団体の中のごぶしの木の上村議員のほうからちょっと確認してほしいということが1点あったんです。ここで確認するのが妥当か分からないんですけども、オンライン開催の際に、委員会でオンラインをしたときに、議決権についてはどのように考えていくのかということで、上村議員は議決権があるのであれば、オンライン開催は反対だとおっしゃってございました。ちょっとその辺についてもどうしていくのかということとをぜひ、多分、私はそのときの話し合いでは今後の話し合いになると思うので、とりあえずこれを進めていきながら、並行的にいろいろと内容を考えていくことになると思いますとお返事はしておいたんですけども、ちょっとそれだけお伝えしておきます。

○【香西貴弘委員】 住友委員にお聞きすることはよろしいのでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】 いいですよ。委員会ですから。

○【香西貴弘委員】 今の意味が少々分からないところがありまして、つまり、議決権のない参加という意味ですか。

○【住友珠美委員】 上村議員がおっしゃるには、例えばオンライン参加であれば、映るところの枠の外に誰かがいて、もし何かがあつて議決権に影響がある方がいてという想定も考えたとき、必ず1人で自分の部屋でやっているという想定じゃないときに、議決権まで本当にしていいのかどうかというところの検討が要るんじゃないのかと、そういう意味の中で、あと議決権というのはリアルに出てきて手挙げてやっていくことが本旨ではないかというような御意見でした。

○【遠藤直弘委員長】 ということは、要は意見表明をする場として、今回は委員会の議決ということになると思うんですけど、委員会のものになると思うんですけども、委員会の中で要は委員外議員のような立場の意見表明をするということでしたり、質疑するというようなイメージなんですか。

○【住友珠美委員】 恐らく議決権が及ぶのが要らないと考えるのであれば、そういうようなところなのかなと思うんですけども、ただ、今後、交渉団体の中で話をしていく中に、26市中24市がもう、それは電子化か、ごめんなさい、今、何市でしたっけ、オンライン。

○【遠藤直弘委員長】 議会事務局、分かりますか。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 今、正式に入っているのは20市です。今年度を含めて4市が検討ですか…オンラインのほうか、すみません、失礼しました。オンライン申請のほうは7市町村ですね。

○【住友珠美委員】 7ですか。私も間違えて伝えちゃいました。24市と言ってしまったんですけど、7市ということなので、その7市がどのようなやり方をして議決権を行使しているのか。そこもやっぱり視察など、これから研究して、それを伝えながら考えましょうよという話をして終わったという感じなんですけど、多分、その議決権ということで、次の日にやっぱり反対だという感じだったので、それだけお伝えしておかないと思ひまして、以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。望月委員。

○【望月健一委員】 この件に関しまして、議会事務局の見解をお尋ねいたします。まずは法上できるのか。

○【遠藤直弘委員長】 議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 どういった方法で委員会をするかというのは各団体と申しますか、各市で協議をした結果でよろしいかなとは思っておりますけれども、先進市と言われているほかの市では、委員会のオンライン化というのは条例等で規定をすれば、当然出席となりますし、発言も可能ですし、今お話があった議決も可能という形でされているところが全国的にも多いのではないかなとは思っております。ただ、全てが、今お話があった議決云々かんぬんということ調べているわけではございませんけれども、逆に言うと、それがなしで云々という報道はなされていないところを見ると、推測ですけども、いわゆる参加、通常の出席扱いという形になっているのではないかなというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。何かその件につきまして御意見等、今の段階で、特にないですか。

○【香西貴弘委員】 言っているのかがちょっと、先に進んでということもありますので、本当は言いたいことがあるんですけど。

○【住友珠美委員】 いいですよ。もしあれでしたら聞いておいて。

○【遠藤直弘委員長】 望月委員、どうぞ。

○【望月健一委員】 委員長におかれましては、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○【遠藤直弘委員長】 では、暫時休憩と致します。

午前10時17分休憩



午前10時27分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今、休憩中に御意見を頂きました。その中で、オンライン開催の部分の取りまとめの中で、オンライン開催については、出席がかなわない事由のオンライン参加については一致したのではないかという意見を取りまとめさせていただきましたが、その中で議決について、これはしっかりと検討していかなければいけない。議決を伴うのであれば、ちょっと反対の方向を示している議員もいるという御

意見もございました。その中であらゆることを考えながら進めていかなければいけないという課題も、今回取りまとめを見ていただいて、そしてその中で、意見聴取をした中では見えてきたこととっておりますので、それを踏まえて進めていきたいと思っております。

また、電子化については、各党派、お出しいただいた御意見等々を、どのようなことができるのか、これからも検討していきたいと思っております。その中で、2で懸案事項についてとなっています。諮問事項についてということと懸案事項について、どのような形で進めていくのかということについて、皆様も思いがあるでしょうけれども、前回、暫時休憩の中でいろいろと御意見が出ました。その中で、私が捉えさせていただいた中では、まずは諮問事項を一致できるところからやっていきましようというような御意見が多かったように感じております。その中で、皆様、改めてお伺いしますけれども、この諮問事項の一致できるところからやっていくというような方向性でよろしいかどうか御確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○【稗田美菜子委員】 諮問事項の一致できるところからやるという意味がちょっといまいち分からない。

○【遠藤直弘委員長】 諮問事項について、やはり全会一致で行わなければいけないということですから、できるところ、要はまとめられるところからしっかりと議論をしていくと。例えば、先ほど出た中で言えば、オンライン開催をする上で、議決が伴わないけれども、オンラインでの意見表明ができるというところの、その条例の整備をしていかなければいけないというような、そのような段取り——これは例えばの話です。そこまで行くまでの議論がまだあると思っておりますけれども、そのような一致できるところから条例の整備等々をしていかなければいけないのかなと思ったんですけれども。

○【稗田美菜子委員】 それは諮問事項の解釈を変えていくみたいな感じなんですか。諮問事項は委員会開催ですよ。委員会開催って議決を含んでという意味だと理解しているんですけど、その中で議決を含まないことも考えた結論を全会一致で求められるところから求めていくということでもいいんですか。それともそれって諮問事項については委員会開催できないという意見ですか。

○【遠藤直弘委員長】 私のほうから言えたのは、そのような柔軟な対応をしていかなければいけないのかなと思っておりますが、しかし、反対されている方にもしっかりと説明をして、こういうふうなシチュエーションを考えているというようなことを提示しながら進めていかなければいけないのかなと思っておりますので、そこから条例の整備をするんでしょうね、恐らく。条例の整備をしながら。

○【藤江竜三委員】 ちょっと僕のイメージとは違って、反対される方は確かにいらっしゃって、そういう意見もあるのは確かなことなんですけど、それにどうやったら、反対の方の意見に行くこともありますし、懸念される事項を消せるかということと一緒に考えていくということもあるのかなと思っております。例えば、見えないところで意見が心配だったら、先ほど望月委員がおっしゃったように規則でそういったことがあつたらどうしますということを決めておくであつたり、一応画面をオンにしておかなければいけないということにして、ちらっと、こっち側にいたら見えないかもしれないですけども、基本的には1人の空間が確保されているときはいいよとか、そういったところで、どこまで情報とか現実的な対応ができるのかということをお話し合って、諮問事項をしっかりと決めていくべきなのかなと私は思っているんですけども。

○【住友珠美委員】 今の藤江委員の御発言ですと、進めていくことを旨としている党派もいらっしゃると思うんですけども、進める中でできないという結論もありということなんでしょうか。委員長、そこいら辺はどう考えたらいいんでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】 これは諮問ですから、しっかりと議論をした上で答えを出すというのが諮問を受けるということですので、当然、議長がせんだって議長選において、この2つの諮問事項については公約として掲げて、その中で議長選に当選されていますので、そういった意味ではしっかりとそれをできるように受け止めるのが議会運営委員会なのかな。ただ、その中でいろいろな課題が出てくるであろうということは間違いなことだと思いますので、そういうことだと思います。

○【香西貴弘委員】 いずれにしましても議長の諮問に対して、きちっと議論を積極的にして、1つ結論を出して、要は答申ですよ、お返しをしなければならない。それはある期間があると思うんです。どこかで期間があるので、後ろをしっかりとある程度意識しながら答えを出していかなければいけないんだろうなというのはあるのかなと思います。その中で、先ほどちょっと委員長が投げかけられたのは懸案事項との関係性という意味ですよ。

○【遠藤直弘委員長】 おっしゃるとおりです。

○【香西貴弘委員】 1つ提案なんですけど、もちろん、まず諮問事項は最優先、私はやるべきだと当然思っているんですけども、ただ、せっきゃく懸案事項を皆さん出して並べていただいているので、要は、何度も言いますが、あとはキャパとの問題だと思うんです。キャパとの問題で、もちろん優先順位をつけなければいけないと思うんですが、正直懸案事項の中そのものも、言い方悪いですけど、うまくほかのところと割り振っていくというんですかね、会派代表者会議で例えば決めていくことなのではないかと、いろいろ割り振ってきちっと、本当にこれが我々のやるべき中の1つだよみたいなことを極力挙げていくほうが先なんじゃないかなという気がするんですね、とは思いますが。ただ、もちろん、何度も言いますが、諮問事項を私はしっかりと、確かに結論を出した上で次に取りかかるというのはそうなんですけど、その前にここをまずある程度は明確にしておかなきゃいけないところがあるのかなとは思いますが。

○【望月健一委員】 委員長と議長、副議長の丁寧な進め方によって、かなり早く議長の諮問事項については進んできたのかなという印象を持っています。その上で、委員長にもう一回確認なんですけど、委員長がおっしゃる一致できるところを行っていくということは、諮問事項に関しても一致できるように行っていく、懸案事項に関しても一致できるように行っていく、この2つの意味ですか。

○【遠藤直弘委員長】 じゃ、よろしいですか。私の意見として申し上げます。まずは懸案事項について、私の思いは、あとは皆さんに投げかけてのことですが、まずは懸案事項をしっかりと結論を出していくということが……（「懸案じゃなくて諮問」と呼ぶ者あり）諮問事項ですね。諮問事項を議論して、しっかりと結論を出していくということが大事だと思っています。

その中で懸案事項を出していただきまして、懸案事項を出していただいたことによって分かったことがありまして、今、香西委員も言っていたんですけれども、果たしてこの議会運営委員会で議論すべきことなのかという議論が出てきております。この場所ではなかなか難しかったり、また新たな委員会の設置をしなければいけないような懸案も出てきておりますので、そういったことが見えてきたと。見える化ができたということですので、まずは懸案事項については、議会運営委員会ですべきものがどこまでなのかということをもまず議論していかなければいけないのかなとは思っています。その中で、できることは進めていくということなのかなと思います。

○【望月健一委員】 懸案事項に関しては分かりました。諮問事項に関して、委員長にもう一回見解を伺いたいんですけど、進めていくということは分かりました。それで、もしかしたら我々の中に誤解が生じている事項としては、諮問事項に関しても、まずは一致できるところで行ってこうという

のが、反対される議員、会派がおられる中で、一致できることを行っていこうというのが委員長の御意見ということですか。

○【遠藤直弘委員長】 私の意見としては、最終的にはそうかもしれませんが、そのような諮問を返すしかないんですけれども、しかし、やはりその間の努力というのは必要だと思いますので、努力を重ねるということだと思います。委員会開催だけではないと思いますけれども、その中でどのような努力ができるのかということが必要だと思いますので、それに向けての努力は、100%の努力をしていきたいなと思っております。よろしいでしょうか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 事務局に聞きたいんですけど、諮問事項の解釈の変更みたいのってあり得るんですかね。

○【内藤議会事務局長】 諮問は議長が議会運営委員会に諮問をしているということですので、諮問自体の変更ということは基本的にはないという形になると思います。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、諮問事項に対して、例えば諮問事項10のうち7までいけますよといった場合は、10までいけないからできませんよという結果になるということですよ。諮問に対して7まではできるけど、10まではできませんでしたという結果で返すしかないという理解でいいんですね。

○【内藤議会事務局長】 諮問して、議運での検討、協議の結果については、それはいろいろお返しの方かといいますか、議運での結論かといいますか、というものがあってよろしいのかなと思います。

○【稗田美菜子委員】 懸案事項につきまして、今の委員長のお話を聞くと、それはそれで分らないか。キャパの問題という他の交渉団体の御意見もありましたけれども、一番最初に他の交渉団体からありましたけれども、議運でやるべきことというのを精査した上で並行してできないのかという検討は先にさせていただけたらなと思います。並行してできるという選択肢をここでなくさないで、できる、可能なことがあれば、そこまで検討した上で、できなかったでも仕方がないと思いますけど、そこまでやっていただけたらと思います。

○【住友珠美委員】 私もまず諮問事項、大事なところだと思っているところなんですけれども、同時に懸案事項も出ているところなので、今、稗田委員、香西委員がおっしゃったように、まず整理を、懸案事項についての10ある中で見ると、ちょっと似たようなものもあるかなと、一緒にできるのもあるし、それこそ議運ではないところでもんでもいいかなと思うところもありますので、できれば並行でできるか。まず、ここをちょっと整理してから一緒に考えていったらいいんじゃないかなと思います。提案させていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。藤江委員は何か。よろしいですか。

それでは、今、議題2のほうにも入っているところではありますけれども、ありがとうございます。今、議題1の中で、議長の諮問事項についての御意見、また、諮問事項と懸案事項をどのような進め方をするのかという御意見を頂きました。その中でまとめさせていただきますと、まずは諮問事項は、皆さん、重要に思っているということが分かりました。この諮問事項については、優先度を持って進めるということでの一致はしたのかなと思います。

また、懸案事項につきましては、整理が必要だということが分かりました。その中で、議会運営委員会でさばけるもの、そうでないものというものの整理と、また、同じような懸案を持っているものもありますので、それをどのようにまとめられるかということも行いながら、懸案事項というのは進めさせていただきたいなと思っております。なので、まずはそのような形で進めるということによろ



しいでしょうか。望月委員。

○【望月健一委員】 よく考えてみたら、まだ、この懸案事項に関して、各会派の御意見を伺っていないと記憶しています。

○【遠藤直弘委員長】 これは議題2に入っていきますので、議題2が懸案事項になるので。

○【望月健一委員】 先ほど委員長が議題2に入りつつあるとおっしゃって。

○【遠藤直弘委員長】 ごめんなさい。入りそうな内容だったので、今、1回戻したので。

○【望月健一委員】 議題2のことも、今、懸案事項も整理していくという発言があったので、入っているのかと、入っていないんですか。

○【遠藤直弘委員長】 まだちょっと入っていない。

○【望月健一委員】 じゃ、今の議題2の懸案事項に関してどこで整理するかというのは、これは議題1に関しての御発言と捉えてよろしいんですか。

○【遠藤直弘委員長】 そういうことで、よろしくお願いします。要はどのように進めるのかという進め方の問題を、議題1の諮問事項を。

○【望月健一委員】 私の発言したかった趣旨は、どこの場所というんですかね、委員会、会議で進めるかという議論というのは、まずは、議題2に入っていてから各会派の御意見を伺い、それで、基本的に私は議運で行うべき事項かなと思ってはいますが、議運で行っていくべき事項かなと知っているところなので、現在のところですね。それを各会派の御意見を伺いながら、どれを優先していくかという視点と、あとは委員長が先ほどおっしゃったように一致できるところから行っていく。そういった視点を持ってということかなと思っておりますので、もし可能でしたら、議題2の懸案事項についてに入っていくのがよいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。そのようにしたいと思います。議題1を終わらせていただく上で、取りまとめということで今発言させていただきましたので、議題2に入る前のまとめとして、先ほどの発言をさせていただきました。当然、議題2の中で、今、望月委員がおっしゃっていたことをまたおっしゃっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題1の諮問事項につきまして御意見を賜り、その中で次回、今、実はですね……。

暫時休憩にさせてもらってよろしいですか。暫時休憩します。

午前10時46分休憩



午前11時3分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

休憩中に各会派の御議論と、あとビデオ等々、立川市でオンライン開催された委員会の様子も見ていただきました。その中で、他市がどのような条例改正を行っているのかどうか、そのことについては、皆さん、気になっているところだと思います。まずは事務局のほうに、7市町村が行っているオンライン開催の条例変更についてのもの、できる限りのものを集めていただきまして、皆さんと情報共有をしていきたいと思っておりますので、そちらのほうを次回開催の10月30日1時半から行われる議会運営委員会の1週間ぐらい前にはお配りさせていただきたいと思っておりますので、そちらのほうで御確認をまずは頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。その中で、また、御意見を募りたいと思っておりますので、次回、30日には皆様、御意見等々を、その条例変更などを見てお持ち寄りいた

だきたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

それでは、議題1を終わります。よろしいでしょうか。



## 議題2. 懸案事項について

○【遠藤直弘委員長】 それでは、議題2、懸案事項についてに入ります。このことにつきまして、資料を取りまとめております。それを踏まえて御意見等を承りたいと思いますが、一部、議題1の中で出していた御意見もあります。それも踏まえまして御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。香西委員、もう一度改めて、先ほどの議論、また同じ話になるかもしれませんが、香西委員。

○【香西貴弘委員】 まず、懸案事項をまとめていただきまして、事務局の皆さん、委員長、ありがとうございます。せっかく今、出てきましたので、今日、時間の関係もあるんですが、本当は出したことをもう一回きちっと説明、若干でも説明していただいたほうがいいのかというものが1つと、その上で、本当にこの委員会でやるべきことなのかどうかも含めて、多分、皆さん、その思いで出しているのかもしれませんが、ちょっとその辺りのことを、これ全てをやることはできないと思うので、また、キャパの問題もあると思います。ですので、私としては、どれをこの中でさらに優先してやっていくべきなのかというのをかなり絞っていかなければいけないのではないかなということ意見をさせていただきたいと思います。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。それでは、今、御意見がありました。まずは懸案事項について、文言だけではなく、どのような懸案なのかということをごちらのほうで表明していただきたいという御意見がありました。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、懸案事項1から、虹の交渉団体さんから御説明等々、この番号が振ってあるとおりに進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、1番について、よろしくお願いたします。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 虹のほうから1番と2番の2点を出しました。1つ目は、予備日を増やして、本会議や委員会は遅くとも18時に散会するなどの働き方改革、2つ目は、聴覚しょうがいしゃの方へのアクセシビリティの改善という2点出したんです。1番のほうは、年間の予定の立て方を事前に調整することによって、子育て世代もそうですし、介護の方もそうですし、議員の働き方改革のみならず、職員さんの働き方改革を含めて、夜中の8時、9時、御飯食べて10時、12時なんていうことがないような、最近では少なくなってまいりましたけれども、遅くとも8時には終わるというようなことを目指すために、ただ、議論が深まらないということはよくありませんので、やはり議論をしっかりしていくというのが議会の役目だと思いますので、議論していくための予備日を増やして、終わりの時間をきちんと決めていくということができないかどうかを懸案事項として出させていただきました。

もう1つは、9月定例会のほうで手話言語条例が全会一致で成立いたしましたので、議会としてできることがあるのではないかと考えたことを確実にしなければいけないと思いますので、しょうがいしゃの方へのアクセシビリティの改善ということで2点提示させていただきました。補足があれば、よろしくお願いたします。

○【遠藤直弘委員長】 質疑はまとめてでよろしいでしょうか。

それでは、3番、我が会派自由民主党からの陳情、請願の受付の取扱い、訂正の取扱いについてと

いうことを提案させていただきました。こちらについては、さきの委員会におきまして、総務文教委員会に出された陳情について、委員会開催前日のたしか訂正願だったと思いました。その取扱いについて、議会議務局に全て丸投げしてしまっている状況というのが、逆に事務局のほうでの負担になっているのかなと感じました。その辺り、どのような取扱いにするべきなのか。これは委員会でも、たしか陳情訂正願を前に皆さんで議論をさせていただきましたけれども、そのようなことを一つ一つする前に、まずは仕組みをしっかりとつくっておくべきではないかと思ひ、訂正の取扱いや陳情の受付の方法、例えば訂正の注意事項の喚起などをできるような、そういう目の前のことをやっていったほうがいいのかということ懸案事項として出させていただきました。以上です。

公明党さん、4番、5番についてお願いします。香西委員。

○【香西貴弘委員】 交渉団体公明党と致しまして、2つのことを出させていただきます。まず、4番、5番のところでありますけれども、4番、国立市議会政治倫理条例に関し、政治倫理審査会を設置するための要件などということで、既に皆様、御存じのとおり、過去、1人の議員におけるパワハラ、セクハラのことに端を発し、政治倫理条例等を制定する中で、しかし、では実際に政治倫理というところで審査をするのはどのような形がよいのか。また、それを設置するに当たっての要件はどのようなのかといったことは、多分、昔いろいろやられたことがあると思ひます。その結論が出ていないということもあります。やはりあのようなこと、政治倫理というのは大本の部分でありますので、こういったことをしっかりとまず決めておくべきではないか、そのように思うところから提案させていただきます。

また、5番の陳情に関する住所要件についてでありますけれども、もちろん陳情、様々な団体から上がってくること自体に関して、それがどうこうということではありません。取り扱う案件が、内容がどうこうというのは全く私は、本来の陳情を受け付ける要件をきちっと守れば、内容に関しては別に問うものではありませんが、ただし、やはり国立市民の方からのということ、また、そうでない方とのところですかね。無尽蔵に時間があるならば別ですけれども、また、我々も無尽蔵に労力を使うことができるならば別ですが、そうではないという中において、陳情の住所の要件というのは、ある一定のものがあってよいのではないかというようなことを私ども交渉団体としては考えております。これも過去、この委員会においても話が持たれたことがあるのではないかなと思ひます。これもある一定の方向性を出せるならよいかと思ひまして提案をさせていただきました。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。それでは、次、共産党・こぶしの木の住友委員、お願いします。

○【住友珠美委員】 我が交渉団体では、6番、7番、8番で、6番では議会のバリアフリー化（議場の段差解消・傍聴席の改善・手話言語条例を生かすなど）と、7番がインターネット中継やリアルタイム映像に字幕をつける、タイムスタンプをつけるなど、見やすい改善をしていく。8番が委員会の持ち方として、これは先ほどの虹さんとちょっとかぶるかなと思ひしているところなんですけど、定時以降になる場合には、予備日の設定を行い、働き方改革と慎重審査、この両面できちんとできる体制をつくっていくことが必要ではないかと思ひしているところでございます。特にバリアフリー化については、議場の段差で、ちょっと高くなっているところが、例えば車椅子の議員さんがもし今後当選されてきた場合に、あれでは登壇できるということではないということではスロープをつける、もしくはもっと違うことを考えるということも必要なのではないかと。

また、インターネットの中継ですけれども、これは実は手話言語条例が発端になりまして、今、字

幕がついているものが多くて、どんな人でも見やすい映像の在り方というのも検討すべきじゃないかということと、あとタイムスタンプというのが、何時にこういうこと、何時にこういうことというのが出るらしいんです。それをつけたら見やすいという話なので、そういう見やすさの検討というのも必要なと思っております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 それでは、新しい議会・日本維新の会、藤江委員、どうぞ。

○【藤江竜三委員】 議員報酬と定数について話し合うべきではないかといったことを提案させていただきました。議員報酬、定数について、やはり住民の方のそれはおかしいのではないかといった声というのは、低いほうでも高いほうでも様々な声が選挙においても寄せられたと思いますし、ふだんの活動でも寄せられているところでもありますので、しっかりとこういったことを議運で話し合っていくということをしていきたいと考えております。

また、陳情・請願の扱いについては、現在でも郵送による陳情は机上配布で、取り扱わないわけではないですけれども、一応全議員が目を通して、直接議会にかけるといった方法を取っていないというようなやり方を取っていますし、そういった中で、現在、他市の陳情も受けておりますけれども、そういった取扱いをどうするのか。また、陳情・請願の審査順、これも私は、市長は、様々な住民の方から選挙で選ばれた方が出す議案というものは非常に重いものであると考えますので、陳情よりも市長提出議案を優先して議論すべきであろうというふうにも考えておりますし、様々な課題がこの陳情・請願にはあると考えておりますので、これもまた議運においてしっかりと話し合っていくべきではないかと考えております。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。望月委員。

○【望月健一委員】 補足です。私も一応委員なので。1の予備日を増やして、本会議や委員会は遅くとも18時に散会するなどの働き方改革に関しましては、今回の決算特別委員会でも大変な問題となりました。やはりこれだけ職員の皆様が大変重い負担を抱える中ですので、病休が多いという状況の中で、我々議会としても協力できる点は協力すべきだと思います。

2つ目の聴覚しょうがいしゃの皆様へのアクセシビリティの改善に関しましては、手話言語条例が制定されました。全会一致です。議会基本条例には議決責任をしっかりと重んじるという責任を感じるという、そういった趣旨の項目があります。また、手話言語条例4条の市という項目の中には市議会も当然含まれると考えます。そういった観点から、この2点に関しては議運でしっかりと検討すべき事項と考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。それでは、暫時休憩します。

午前11時17分休憩



午前11時18分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今、各交渉団体から趣旨説明を頂きました。それを踏まえまして、皆様には、次回開催の議会運営委員会までに各交渉団体の懸案事項についての質疑ですとか、また、進め方について御意見を賜りたいと思います。交渉団体にお持ち帰りいただきまして、そちらを表明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。ほかによろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、議題2を終わりと致します。

---

◇

○【遠藤直弘委員長】 以上もちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午前11時19分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年10月4日

議 会 運 営 委 員 長

遠 藤 直 弘